［(1)・(2)　略］
3【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】(40)
第2【保証会社以外の会社の情報】(41)
［1～3　略］
第3【指数等の情報】(42)
［1・2　略］
(記載上の注意)
(1)　一般的事項
a　［略］
b　指定国際会計基準（連結財務諸表規則第 93 条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により中間連結財務諸表を作成した場合（中間連結財務諸表規則第 87 条の規定により指定国際会計基準による中間連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。）において、記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示している場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。
c　bの規定により本邦通貨以外の通貨建ての金額を本邦通貨に換算する場合には、一定の日における為替相場により換算することとし、換算に当たって採用した換算の基準として当該日、換算率、為替相場の種類その他必要な事項を注記すること。
d　［略］
e　［略］
f　［略］
［(2)～(4)　略］
(5)　主要な経営指標等の推移
a　最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等（指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合又は修正国際基準（連結財務諸表規則第 94 条に規定する修正国際基準をいう。以下この様式において同じ。）により中間連結財務諸表を作成した場合（中間連結財務諸表規則第 88 条の規定により修正国際基準による中間連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。）は、これらの経営指標等に相当する指標等）の推移について記載すること。
［(a)～(s)　略］
［b・c　略］
［(6)～(8)　略］
(9)　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等
a　当中間連結会計期間（中間連結財務諸表を作成していない場合には当中間会計期間。以下(9)、(10)、(12)、(13)、(14)b、(15)及び(24)において同じ。）において、連結会社（中間連結財務諸表を作成していない場合には提出会社。b、(10)a及び(11)a(a)において同じ。）が経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等を定めている場合における当該経営方針・経営戦略等又は当該指標等について、既に提出した有価証券報告書に記載された内容に比して重要な変更があったとき又は新たに経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等を定めた場合には、その内容及び理由を記載すること。
b　当中間連結会計期間において、連結会社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更があった場合又は新たに事業上及び財務上の対処すべき課題が生じた場合には、その内容、対処

［(1)・(2)　同左］
3【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】(41)
第2【保証会社以外の会社の情報】(42)
［1～3　同左］
第3【指数等の情報】(43)
［1・2　同左］
(記載上の注意)
(1)　一般的事項
a　［同左］
［加える。］
［加える。］
b　［同左］
c　［同左］
d　［同左］
［(2)～(4)　同左］
(5)　主要な経営指標等の推移
a　最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等（指定国際会計基準（連結財務諸表規則第 93 条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により中間連結財務諸表を作成した場合（中間連結財務諸表規則第 87 条の規定により指定国際会計基準による中間連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。）又は修正国際基準（連結財務諸表規則第 94 条に規定する修正国際基準をいう。以下この様式において同じ。）により中間連結財務諸表を作成した場合（中間連結財務諸表規則第 88 条の規定により修正国際基準による中間連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。）は、これらの経営指標等に相当する指標等）の推移について記載すること。
［(a)～(s)　同左］
［b・c　同左］
［(6)～(8)　同左］
(9)　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等
a　当中間連結会計期間（中間連結財務諸表を作成していない場合には当中間会計期間。bおよびcにおいて同じ。）において、連結会社（中間連結財務諸表を作成していない場合には提出会社。bおよび(11)a(a)において同じ。）が経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等を定めている場合における当該経営方針・経営戦略等又は当該指標等について、既に提出した有価証券報告書に記載された内容に比して重要な変更があったとき又は新たに経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等を定めた場合には、その内容及び理由を記載すること。
b　当中間連結会計期間において、連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題について重要な変更があった場合又は新たに事業上及び財務上の対処すべき課題が生じた場合には、その内容、対処方針等を